

調 査 の 概 要

1 調査の目的

我が国の工業の実態を把握し、工業に関する施策の基礎的資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法(昭和19年法律第53号)第2条第4項及びこれに基づく工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施される基幹統計調査である。

3 調査の期日及び期間

平成22年工業統計調査は、平成22年12月31日現在で実施し、平成22年1月1日から平成22年12月31日までの1年間の実績について調査した。

4 調査の範囲

日本標準産業分類(平成19年3月23日総務庁告示第175号)に掲げる大分類F－製造業に属する全ての事業所(国に属する事業所を除く)。

5 調査票の種類

- ア 甲調査－従業者30人以上の事業所
- イ 乙調査－従業者29人以下の事業所

6 調査の方法

製造業の事業所(工場、製造所、作業所等)ごとに、従業者数によりそれぞれ所定の調査票を用い、事業所の管理責任者が申告したものである。

調査票の配布収集は県知事が任命した調査員が行い、調査員は市町村長の指揮監督のもとに調査に従事した。

7 調査事項

事業所の名称及び所在地、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品在庫額等、製造品出荷額等、有形固定資産、工業用地及び工業用水など。

8 集計及び公表

経済産業大臣は、調査票を審査・集計し、集計完了の後に公表する。

市町村長は、県知事の承認をうけて集計及び公表することができる。

9 その他

平成22年の調査では、製造業に属する事業所のうち、従業者3人以下の事業所を乙調査の対象から除いたので、本編では時系列比較のため従業者4人以上の事業所について集計している。

平成19年調査から、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動を把握する目的で、事業所全体の調査とした。このため、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加した。